

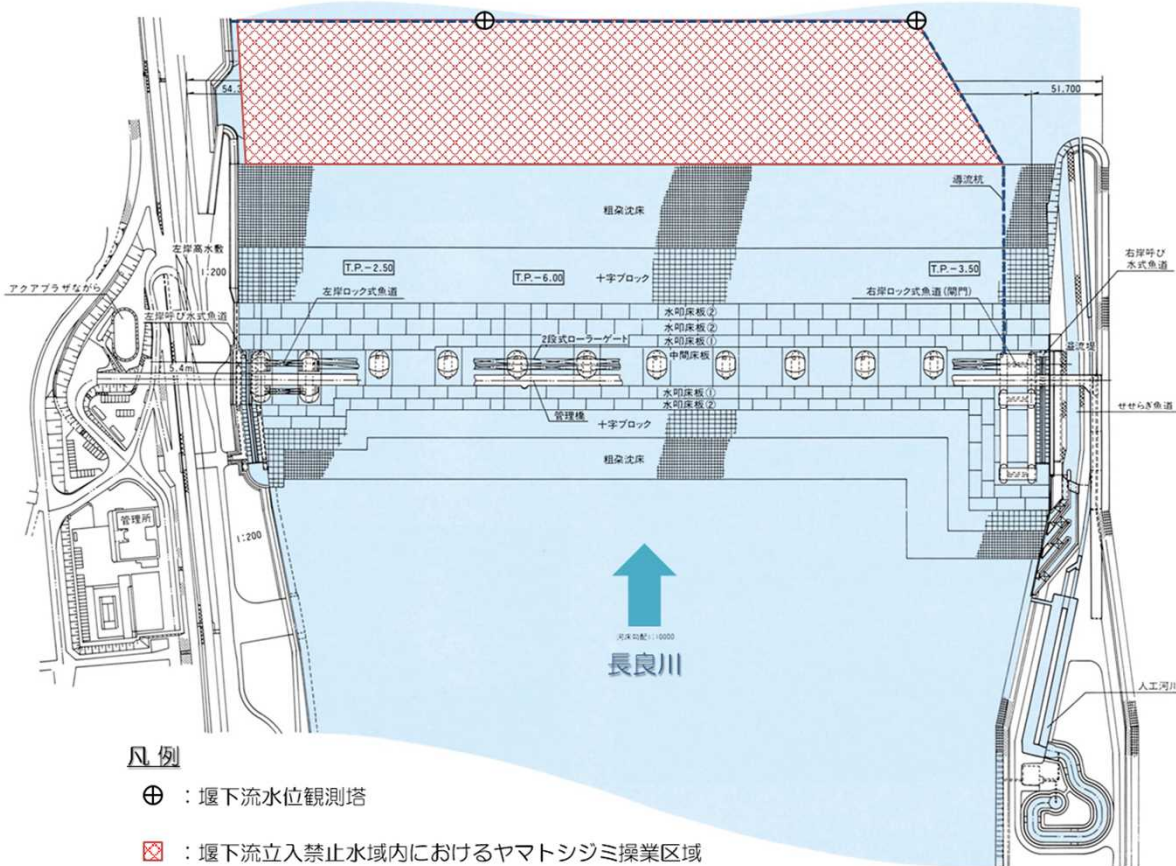
ヤマトシジミ資源維持のために行う堰下流立入禁止水域内での操業について

長良川河口堰下流の立入禁止水域では、これまで漁業などの操業は行えませんでした。この度、令和2年3月30日付で木曾三川シジミ漁業協議会会長と長良川河口堰管理所長の間で確認書を締結し、以下の水域において、ヤマトシジミ資源維持のために行う堰下流立入禁止水域内での操業を行うこととなりましたのでお知らせします。

■操業開始時期

令和2年6月1日より

操業区域



操業を行う船舶への旗の掲示

操業を行う船舶へは、以下の旗の掲示を行うこととしております。

船舶に掲示する旗（イメージ）



■本件に関するお問い合わせ先
長良川河口堰管理所 管理課
担当：管理課長 西村
TEL 0594-42-5012